



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年6月24日火曜日 第1468号

## ◇ 目次 ◇

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則..... 705

### 告 示

- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 706
- 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）..... 706
- 道路の区域変更（県道丹原小松線）..... 706
- 道路の供用開始（県道鈍川伊予大井停車場線）..... 706
- 道路の区域変更（県道大島環状線）..... 706
- 道路の供用開始（ " ）..... 707
- 道路の区域変更（県道横浜生名港線）..... 707
- 道路の供用開始（ " ）..... 707
- 道路の区域変更（県道三坂松山線）..... 707
- 道路の供用開始（ " ）..... 708
- 道路の区域変更（県道湯谷口川内線）..... 708
- 道路の供用開始（ " ）..... 708
- 道路の区域変更（一般国道441号）..... 708
- 道路の区域変更（県道下鍵山松野線）..... 709
- 道路の供用開始（ " ）..... 709
- 道路の区域変更（県道城辺高茂岬線外）..... 709
- 道路の供用開始（ " ）..... 709
- 開発行為に関する工事の完了..... 710

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 710
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 710
- 争議行為の通知の公表..... 710

### 教育委員会規則

- ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則..... 711
- 愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則..... 711

### 教育委員会訓令

- 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令..... 711

### 公営企業訓令

- ボランティア活動を促進するための県立病院の駐車場使用料減免規則..... 712

### 雑 報

- 愛媛県市町村職員共済組合公告..... 712

## 規 則

### ○愛媛県規則第50号

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則を次のように定める。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、県民のボランティア活動を促進することにより愛と心のネットワークづくりを推進するため、公の施設の使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において「いーよネット」とは、県がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して、ボランティア活動に参加しようとする者に対し県及び知事が指定する団体の関わるボランティア活動をあっせんするシステムをいう。

2 この規則において「いーよポイント」とは、いーよネットに登録された者がいーよネットに掲載されたボランティア活動に参加することにより支給される地域通貨ポイント（相互に助け合うサービス又は行為を点数等に置き換え、一定の地域内で流通させる制度における当該点数等をいう。）をいう。

（使用料の減免）

**第3条** 知事は、その定めるところにより、いーよポイントとの引換えにより、別表に掲げる施設（以下「施設」という。）の使用料を減免するものとする。

2 前項の規定によるいーよポイントの引換えを希望する者は、施設を使用する際に、その旨を知事に申し出なければならない。

（補則）

**第4条** この規則に定めるもののほか、施設の使用料の減免に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表（第3条関係）

- 1 愛媛県女性総合センター
- 2 愛媛県総合社会福祉会館
- 3 愛媛県健康増進センター
- 4 えひめこどもの城
- 5 愛媛国際貿易センター
- 6 テクノプラザ愛媛
- 7 愛媛県産業情報センター
- 8 愛媛県紙産業研究センター
- 9 愛媛県林業技術センター
- 10 道後公園
- 11 総合運動公園（とべ動物園を含む。）
- 12 南予レクリエーション都市公園
- 13 愛媛県県民文化会館

告 示

○愛媛県告示第1368号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底び

き網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成15年 6月24日から 7月 7日まで

○愛媛県告示第1369号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名       | 区 間                                       | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅              | 延 長             | 備 考 |
|-------|-----------|-------------------------------------------|------|------------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 壬生川新居浜野田線 | 新居浜市平形町815番122地先から<br>同市東雲町一丁目288番 3 地先まで | 旧    | メートル<br>13.0~20.8      | キロメートル<br>0.350 |     |
|       |           |                                           | 新    | 20.0~22.8<br>12.0~21.5 | 0.350<br>0.360  |     |

○愛媛県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                         | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 丹原小松線 | 周桑郡丹原町大字志川甲1161番 1 地先から<br>同町大字長野74番 4 地先まで | 旧    | メートル<br>3.3~12.5 | キロメートル<br>0.968 |     |
|       |       |                                             | 新    | 12.5~27.5        | 0.965           |     |

○愛媛県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名        | 供 用 開 始 の 区 間                                  | 供用開始の日      |
|-------|------------|------------------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 鈍川伊予大井停車場線 | 越智郡玉川町大字畑寺字アカマツ甲164番 3 から<br>同大字字柳ヶ谷乙151番 2 まで | 平成15年 6月24日 |

○愛媛県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                    | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 大島環状線 | 越智郡宮窪町大字宮窪1284番地先から<br>同大字1279番 3 地先まで | 旧    | メートル<br>5.5~12.0 | キロメートル<br>0.085 |     |
|       |       |                                        | 新    | 7.5~12.4         | 0.085           |     |

## ○愛媛県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                              | 供用開始の日     |
|-------|-------|--------------------------------------|------------|
| 県道    | 大島環状線 | 越智郡宮窪町大字宮窪1284番地先から<br>同大字1279番3地先まで | 平成15年6月24日 |

## ○愛媛県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                              | 旧・新別 | 敷地の員            | 延長              | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------|------|-----------------|-----------------|----|
| 県道    | 横浜生名港線 | 越智郡生名村2284番地先から<br>同村2292番1地先まで | 旧    | メートル<br>4.2～6.3 | キロメートル<br>0.112 |    |
|       |        |                                 | 新    | 6.1～8.4         | 0.112           |    |

## ○愛媛県告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始の区間                         | 供用開始の日     |
|-------|--------|---------------------------------|------------|
| 県道    | 横浜生名港線 | 越智郡生名村2284番地先から<br>同村2292番1地先まで | 平成15年6月24日 |

## ○愛媛県告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                             | 旧・新別 | 敷地の員              | 延長              | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道    | 三坂松山線 | 松山市東方町甲1136番5から<br>同市小村町17番5まで | 旧    | メートル<br>11.0～19.0 | キロメートル<br>0.453 |    |
|       |       |                                | 新    | 13.8～19.0         | 0.453           |    |
| "     | "     | 松山市小村町15番6から<br>同町68番3まで       | 旧    | 9.8～17.0          | 0.095           |    |
|       |       |                                | 新    | 13.0～17.0         | 0.095           |    |
| "     | "     | 松山市小村町82番13から<br>同町279番4まで     | 旧    | 9.9～12.0          | 0.031           |    |
|       |       |                                | 新    | 12.2～12.3         | 0.031           |    |

○愛媛県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                        | 供用開始の日     |
|-------|-------|--------------------------------|------------|
| 県道    | 三坂松山線 | 松山市東方町甲1136番5から<br>同市小村町17番5まで | 平成15年6月24日 |
| "     | "     | 松山市小村町15番6から<br>同町68番3まで       | "          |
| "     | "     | 松山市小村町82番13から<br>同町279番4まで     | "          |

○愛媛県告示第1378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                                                                           | 旧・新別 | 敷地の員幅                 | 延長              | 備考 |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|-----------------|----|
| 県道    | 湯谷口川内線 | 温泉郡川内町大字則之内字下永野甲2474番3から<br>同大字字一ヶ谷甲2598番3まで                                 | 旧    | メートル<br>6.0~13.0      | キロメートル<br>0.025 |    |
|       |        | 温泉郡川内町大字則之内字下永野甲2474番3から<br>同大字字一ヶ谷甲2598番3まで<br>及び<br>温泉郡川内町大字則之内字下永野甲2475番3 | 新    | 6.0~13.0<br>22.8~37.0 | 0.025<br>0.013  |    |

○愛媛県告示第1379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始の区間                                      | 供用開始の日     |
|-------|--------|----------------------------------------------|------------|
| 県道    | 湯谷口川内線 | 温泉郡川内町大字則之内字下永野甲2470番1から<br>同大字字一ヶ谷甲2475番3まで | 平成15年6月24日 |

○愛媛県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名  | 区間                              | 旧・新別 | 敷地の員幅                        | 延長                       | 備考 |
|-------|------|---------------------------------|------|------------------------------|--------------------------|----|
| 一般国道  | 441号 | 大洲市梅川480番1地先から<br>同市梅川892番2地先まで | 旧    | メートル<br>3.1~20.2<br>8.0~37.1 | キロメートル<br>1.299<br>0.609 |    |
|       |      |                                 | 新    | 8.0~37.1                     | 0.609                    |    |

## ○愛媛県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員    | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 下鍵山松野線 | 北宇和郡広見町大字上川917番地先から<br>同大字954番地先まで | 旧        | メートル<br>4.3～9.4 | キロメートル<br>0.306 |     |
|       |        |                                    | 新        | 6.2～21.0        | 0.306           |     |

## ○愛媛県告示第1382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日     |
|-------|--------|------------------------------------|------------|
| 県 道   | 下鍵山松野線 | 北宇和郡広見町大字上川917番地先から<br>同大字970番地先まで | 平成15年6月24日 |

## ○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                 | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員          | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|-------------------------------------|----------|-----------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 城辺高茂岬線 | 南宇和郡城辺町久良81番3から<br>同町久良90番1地先まで     | 旧        | メートル<br>4.0～27.0      | キロメートル<br>0.134 |     |
|       |        |                                     | 新        | 4.0～27.0<br>15.0～39.5 | 0.134<br>0.090  |     |
| "     | "      | 南宇和郡城辺町久良90番2から<br>同町久良180番1まで      | 旧        | 4.0～14.0              | 0.136           |     |
|       |        |                                     | 新        | 15.0～40.0             | 0.104           |     |
| "     | 久良城辺線  | 南宇和郡城辺町久良174番2から<br>同郡御荘町平城4582番3まで | 旧        | 5.0～12.5              | 0.117           |     |
|       |        |                                     | 新        | 14.0～37.0             | 0.117           |     |

## ○愛媛県告示第1384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日     |
|-------|--------|---------------------------------|------------|
| 県 道   | 城辺高茂岬線 | 南宇和郡城辺町久良81番3から<br>同町久良90番1地先まで | 平成15年6月24日 |

|   |       |                                         |   |
|---|-------|-----------------------------------------|---|
| " | "     | 南宇和郡城辺町久良90番 2 から<br>同町久良180番 1 まで      | " |
| " | 久良城辺線 | 南宇和郡城辺町久良174番 2 から<br>同郡御荘町平城4582番 3 まで | " |

○愛媛県告示第1385号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日            | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称                                                          | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                   |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 15今局建（開）第 2 号<br>平成15年 6月 4 日 | 越智郡玉川町大字小鴨部字中西分甲114番 6                                                                 | 今治市八町西一丁目 5 番37号<br>渡 邊 敏 郎<br>渡 邊 志 保 |
| 15西局建（開）第 8 号<br>平成15年 6月 9 日 | 西条市下島山字西門田甲806番 5、甲806番 6、甲806番 7 並びに同<br>市下島山字東渥田甲843番 4 並びに同市下島山字西門田甲806番 5 地<br>先農道 | 西条市下島山甲703番地<br>西 原 誠                  |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日       | 特定非営利活動法人の名称      | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地               | 定款に記載された目的                                                                                                                                                    |
|-------------|-------------------|---------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 6月12日 | 特定非営利活動法人<br>凜ネット | 久 保 和 繁 | 愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡<br>甲351番地 | この法人は、住民活動を担う個人及び住民<br>団体、及び産業に対して、IT（情報通信<br>技術）の活用により、社会・企業活動にお<br>ける情報化推進に関する指導、助言、啓発<br>、教育、相談、福祉事業を行い、まちづく<br>りの推進及び地域の循環型社会づくり、ま<br>た国際交流に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日       | 特定非営利活動法人の名称           | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 定款に記載された目的                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 6月11日 | 特定非営利活動法人<br>松山子ども劇場21 | 中 矢 操  | 松山市三番町 6 丁目 5 番地 7 | この法人は松山市に住む子どもを中心に広<br>く子どもに対して、児童演劇・人形劇・音<br>楽などのすぐれた舞台芸術の鑑賞と創造表<br>現活動を行い、また一方で、子どもの自然<br>体験、遊び体験などの文化活動を行うこと<br>と共に子育てを支援する活動を行うことで<br>、子どもの調和のとれた人格の発達と子ど<br>もたちが住む豊かな地域社会づくりに寄与<br>することを目的とする。 |

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとお

り争議行為を行う旨の通知が平成15年 6月13日あったので公  
表する。

平成15年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成15年度夏季一時金に関する事項・その他
- 2 日時 平成15年6月27日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院  
(今治市高市甲 786 - 13)  
財団法人正光会宇和島病院  
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

**教育委員会規則**

**○愛媛県教育委員会規則第9号**

ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則を次のように定める。

平成15年6月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**ボランティア活動を促進するための教育委員会所管の教育機関の使用料減免規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、県民のボランティア活動を促進することにより愛と心のネットワークづくりを推進するため、教育委員会所管の教育機関の使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「イーよネット」とは、県がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して、ボランティア活動に参加しようとする者に対し県及び知事が指定する団体の関わるボランティア活動をあつせんするシステムをいう。

2 この規則において「イーよポイント」とは、イーよネットに登録された者がイーよネットに掲載されたボランティア活動に参加することにより支給される地域通貨ポイント(相互に助け合うサービス又は行為を点数等に置き換え、一定の地域内で流通させる制度における当該点数等をいう。)をいう。

(使用料の減免)

**第3条** 教育委員会は、その定めるところにより、イーよポイントとの引換えにより、別表に掲げる教育機関(以下「教育機関」という。)の使用料を減免するものとする。

2 前項の規定によるイーよポイントの引換えを希望する者は、教育機関を使用する際に、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

(補則)

**第4条** この規則に定めるもののほか、教育機関の使用料の減免に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表5の項の規定は、平成15年10月1日から施行する。

**別表(第3条関係)**

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 | 愛媛県生涯学習センター |
| 2 | 愛媛県総合科学博物館  |
| 3 | 愛媛県歴史文化博物館  |
| 4 | 愛媛県美術館      |
| 5 | 愛媛県武道館      |

**○愛媛県教育委員会規則第10号**

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年6月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則**

愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項ただし書中「外国旅行を命ずる場合には」を「校長の外国旅行にあつては」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「県外旅行及び」を削り、同項を同条第2項とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会訓令**

**○愛媛県教育委員会訓令第4号**

教育委員会事務局  
総合教育センター  
生涯学習センター  
図 書 館  
博 物 館  
歴史民俗資料館  
青 年 の 家

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

**愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令**

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「旅行(所長の県外旅行)」を「出張(所長の海外出張)」に改める。

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県外旅行、2日以上にわたる臨時の休館」を「海外出張」に改める。

(愛媛県立青年の家処務規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県立青年の家処務規程（昭和35年6月愛媛県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県外旅行、2日以上にわたる臨時的の休所」を「海外出張」に改める。

（愛媛県立博物館処務規程の一部改正）

**第4条** 愛媛県立博物館処務規程（昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「県外旅行」を「海外出張」に改める。

（愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正）

**第5条** 愛媛県総合教育センター処務規程（昭和41年3月愛媛県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「県外旅行」を「海外出張」に改める。

（愛媛県立歴史民俗資料館処務規程の一部改正）

**第6条** 愛媛県立歴史民俗資料館処務規程（昭和50年12月愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「県外旅行」を「海外出張」に改める。

（愛媛県生涯学習センター処務規程の一部改正）

**第7条** 愛媛県生涯学習センター処務規程（平成12年4月愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「県外出張」を「海外出張」に改め、同条第10号中「徴収」の下に「、減免」を加える。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**公営企業訓令**

**○愛媛県公営企業訓令第2号**

ボランティア活動を促進するための県立病院の駐車場使用料減免規則を次のように定める。

平成15年6月24日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

**ボランティア活動を促進するための県立病院の駐車場**

**使用料減免規則**

（趣旨）

**第1条** この訓令は、県民のボランティア活動を促進することにより愛と心のネットワークづくりを推進するため、県立病院の駐車場使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この訓令において「いーよネット」とは、県がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して、ボランティア活動に参加しようとする者に対し県及び知事が指定する団体の関わるボランティア活動をあっせんするシステムをいう。

2 この訓令において「いーよポイント」とは、いーよネットに登録された者がいーよネットに掲載されたボランティア活動に参加することにより支給される地域通貨ポイント（相互に助け合うサービス又は行為を点数等に置き換え、一定の地域内で流通させる制度における当該点数等をいう。）をいう。

（使用料の減免）

**第3条** 管理者は、その定めるところにより、いーよポイントとの引換えにより、別表に掲げる県立病院（以下「県立病院」という。）の駐車場の使用料を減免するものとする。

2 前項の規定によるいーよポイントの引換えを希望する者は、県立病院の駐車場を使用する際に、その旨を管理者に申し出なければならない。

（補則）

**第4条** この訓令に定めるもののほか、県立病院の駐車場の使用料の減免に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**別表（第3条関係）**

|   |          |
|---|----------|
| 1 | 愛媛県立中央病院 |
| 2 | 愛媛県立今治病院 |

**雑 報**

**○愛媛県市町村職員共済組合公告**

愛媛県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公告する。

平成15年6月24日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 梶 田 與 一

損益計算書の要旨

（単位：千円）

| 経 理 区 分    | 短期        | 長期         | 業務      | 保健      | 宿泊      | 貯金        | 貸付      | 物資      | 基礎年金支払    |
|------------|-----------|------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 負担金        | 4,043,024 | 15,167,671 | 204,138 | 213,907 |         |           |         |         |           |
|            | 226,547   |            |         |         |         |           |         |         |           |
| 掛金         | 4,031,704 | 7,526,870  |         | 213,852 |         |           |         |         |           |
|            | 242,105   |            |         |         |         |           |         |         |           |
| 施設収入・商品売上  |           |            |         |         | 126,311 |           |         | 612,222 |           |
| 基礎年金交付金    |           | 2,198,322  |         |         |         |           |         |         |           |
| 利息及び配当金    | 58<br>1   | 1,889,801  | 274     | 117     | 13      | 1,084,179 | 141     | 1       |           |
| 組合員貸付金利息   |           |            |         |         |         |           | 399,982 |         |           |
| その他収入      | 627,522   | 22,886     | 25      | 10,730  | 50,527  | 9,534     | 15,794  | 105,895 | 1,005,552 |
| 入 他経理から繰入金 |           |            | 57,327  |         | 15,000  |           |         |         |           |



|              |                      |                      |             |         |         |         |           |         |           |           |
|--------------|----------------------|----------------------|-------------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
|              | 前年度繰越支払準備金           | 773,299              | 654         |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 前年度繰越長期給付積立金         |                      | 93,340,207  |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 計                    | 9,475,607<br>468,653 | 120,146,411 | 261,764 | 438,606 | 191,851 | 1,093,713 | 415,917 | 718,118   | 1,005,552 |
| 支            | 給付                   | 4,699,699            | 19,320,904  |         |         |         |           |         |           | 1,005,552 |
|              | 役職員給与                |                      |             | 172,410 | 31,026  | 84,808  | 30,728    | 20,149  | 4,015     |           |
|              | 厚生費                  |                      |             | 194     | 340,987 | 94      | 30        | 20      | 10        |           |
|              | 旅費・事務費               |                      |             | 12,928  | 8,126   | 2,540   | 4,391     | 4,168   | 329       |           |
|              | 商品仕入                 |                      |             |         |         | 1,678   |           |         | 607,744   |           |
|              | 飲食材料費                |                      |             |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 委託費                  |                      |             | 11,451  |         | 178     |           |         |           |           |
|              | 支払利息                 |                      |             |         |         | 300     | 767,767   | 345,576 | 21,132    |           |
|              | 連合会払込金               | 154,392              | 754,897     |         |         |         |           | 14,884  |           |           |
|              | 老人保健拠出金              | 2,547,755            |             |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 退職者給付拠出金             | 888,224              |             |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 介護納付金                | 466,299              |             |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 基礎年金拠出金負担金           |                      | 5,215,292   |         |         |         |           |         |           |           |
|              | 他経理へ繰入金              | 28,620               | 28,707      |         | 15,000  |         |           |         |           |           |
|              | その他支出                | 357,732<br>613       | 38          | 62,964  | 21,915  | 122,144 | 16,140    | 21,857  | 79,019    |           |
|              | 次年度繰越支払準備金           | 751,815              | 358         |         |         |         |           |         |           |           |
| 次年度繰越長期給付積立金 |                      | 94,826,215           |             |         |         |         |           |         |           |           |
| 計            | 9,428,237<br>466,912 | 120,146,411          | 259,947     | 417,054 | 211,742 | 819,056 | 406,654   | 712,249 | 1,005,552 |           |
|              | 差引当期利益金又は当期損失金( )    | 47,370<br>1,741      |             | 1,817   | 21,552  | 19,891  | 274,657   | 9,263   | 5,869     | 0         |

## 貸借対照表の要旨

|               |               |                 |            |         |         |         |            |            |           |  |
|---------------|---------------|-----------------|------------|---------|---------|---------|------------|------------|-----------|--|
| 資<br>産        | 流動資産          | 831,750         | 20,977,651 | 362,286 | 392,287 | 60,550  | 23,799,041 | 21,676     | 1,318,429 |  |
|               | 固定資産          |                 | 73,848,927 | 1,710   | 247     | 670,929 | 30,094,594 | 17,656,219 | 187       |  |
|               | 繰延資産          |                 |            |         |         |         |            |            |           |  |
| 資 産 合 計       |               | 831,750         | 94,826,578 | 363,996 | 392,534 | 731,479 | 53,893,635 | 17,677,895 | 1,318,616 |  |
| 負<br>債        | 流動負債          | 60,192          | 5          | 534     | 11,932  | 7,610   | 52,625,872 | 29,492     | 101,789   |  |
|               | 固定負債          | 751,815         | 358        | 235,594 | 72,356  | 131,076 | 45,745     | 17,268,726 | 1,056,540 |  |
|               | 負債合計          | 812,007         | 363        | 236,128 | 84,288  | 138,686 | 52,671,617 | 17,298,218 | 1,158,329 |  |
| 資<br>本        | 資本剰余金         |                 |            | 503     |         | 545,654 |            |            |           |  |
|               | 長期給付積立金       |                 | 94,826,215 |         |         |         |            |            |           |  |
|               | 利益剰余金又は欠損金( ) | 20,901<br>1,158 |            | 127,365 | 308,246 | 47,139  | 1,222,018  | 379,677    | 160,287   |  |
|               | 資本合計          | 19,743          | 94,826,215 | 127,868 | 308,246 | 592,793 | 1,222,018  | 379,677    | 160,287   |  |
| 負 債 ・ 資 本 合 計 |               | 831,750         | 94,826,578 | 363,996 | 392,534 | 731,479 | 53,893,635 | 17,677,895 | 1,318,616 |  |

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護

